明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三三）　二
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三四）　七
○東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一三五）　八
〔省　令〕
○指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業三六）　八
〔告　示〕
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業六）　九
○保安林の指定をする件（農林水産一〇五五～一〇七四）　一五
○保安林の指定を解除する件（同一〇七五～一〇八九）　一九
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇九〇～一〇九六）　二〇
○指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示（経済産業・環境七）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通四八三、四八四）　三
○登録確認機関である財団法人沿岸技術研究センターの登録事項の変更に関する件（同四八五）　三
○函館空港に係る区域の指定を解除する件（同四八六）　三
○大分空港に係る区域の指定を解除する件（同四八七）　三
○熊本空港に係る区域の指定を解除する件（同四八八）　三
○鹿児島空港に係る区域の指定を解除する件（同四八九）　三
○福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画を公告する件（環境七七）　三
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十四年度放射線取扱主任者試験の施行について（文部科学省）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人土木研究所の役員の任命、独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習、公文書等の管理に関する国立大学法人等（岐阜大学・京都工芸繊維大学）、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三九　四〇　四一　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、栃木県、大分県及び兵庫県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年記念貨幣のうち、五〇〇円の貨幣の発行枚数を四、一〇〇万枚、一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数を二五〇万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（環境省）

1　国内希少野生動植物種として、ウラジロヒカゲツツジ等を追加等することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二四年五月一日から施行することとした。

◇東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三五号）（内閣府本府）

1　東ティモール国際平和協力隊を置く期間を平成二五年二月二八日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。